

鳥取県緑化関連表彰等審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県緑化関連表彰等審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(審査する事項)

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を審査するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 鳥取県植樹祭のテーマ作品の被表彰作品の選考に関する事項
- (2) 鳥取県緑化功労者知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
- (3) 鳥取県緑化運動・育樹ポスター原画の被表彰者の選考に関する事項
- (4) その他県の緑化に関する被表彰者の選考に関する事項

(組織)

第3条 審査会の委員は10人以内で組織し、うち3人は第7条第1項で規定する部会を専任で組織する。

(委員)

第4条 委員は、その審査する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選（書面決議を含む。）によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会)

第6条 審査会は、会の庶務を行う所属の長が議事の内容に応じて招集する。

2 審査会は、議事に關係のある委員の半数以上が出席しなければ、会を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審査会に、第2条第1項第3号に掲げる事項を審査させるため、ポスター原画審査専門部会を置く。

2 前条の規定にかかわらず、審査会は、部会の決議をもって審査会の決議とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課において行う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年2月4日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年8月24日から施行する。